

(仮称) むつ風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討

本計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施想定区域を絞り込み、風力発電設備の配置等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにし、その検討過程を記載すること。

(2) 事業計画の見直し

事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定し、事業実施想定区域及びその周辺の他事業について情報収集すること。

(4) 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価方法書の作成に当たっては、可能な限り定量的な手法による環境影響の予測及び評価とすること。

(5) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するな

ど適切に実施すること。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(7) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影

ア 事業実施想定区域の周囲 0.5～1.0km の範囲には住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音（低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等に配慮すること。

イ 風力発電設備等の輸送について、大畑漁港や尻屋崎港からの輸送は長距離であり、輸送経路周辺的生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境影響評価方法書において、工所用資材等の搬出入に係る騒音及び振動を環境影響評価項目に選定すること。

(2) 水環境等

事業実施想定区域には、天狗川や蜷沢などの河川が存在し、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水生生物や水生植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、これらの影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を検討すること。

また、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨

の傾向を十分に踏まえること。

(3) 地形及び地質

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブックに記載されている田名部低地帯北岸の海食崖等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、環境影響評価方法書において、地形改変及び施設の存在に係る地形及び地質を環境影響評価項目に選定すること。

また、これらの結果を踏まえ風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性が高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林を避けること。

また、保安林が当該設備に隣接している場合には、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や大規模な地形の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮するほか、資材の運搬に当たっては、ルート沿いの保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。

(4) 動物等

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、オオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、専門家から生態特性等を聴取した上で、調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の配置等を検討すること。

イ 事業実施想定区域周辺はコウモリ類の分布域となっていることから、施設の稼働によるバットストライクやコウモリ類の繁殖、生息環境への影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

ウ 事業実施想定区域及びその周辺には希少な水生生物であるキタハウネンエビの生息域が存在する可能性があることから、専門家に聴取した上で、適切な手法で調査、予測及び評価を行い、その生息への影響を回避するよう、風力発電

設備の配置等を検討すること。

エ 本計画段階環境配慮書において、調査対象を飛翔性動物（コウモリ類及び鳥類）に限定しているが、他の動物についても影響を及ぼすおそれがあることから、今後提出される環境影響評価方法書以降においては、広範な生物群を調査対象とすること。

(5) 植物

事業実施想定区域及びその周辺の植物種について、文献調査で選定した以外の植物種が出現する可能性があることから、調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、周辺の先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

(6) 生態系

事業実施想定区域及びその周辺には、植生自然度 9 及び 10 の植生群落が分布しているほか、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、桑畑山鳥獣保護区、大湊鳥獣保護区等が存在している。風力発電設備の設置に伴う土地の改変及び施設の存在により、動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、可能な限りこれらの保全地域を避けるとともに、専門家から動植物の生態特性を聴取した上で適切な手法により調査、予測及び評価を行い、大規模な土地の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観

ア 事業実施想定区域周辺には、早掛レイクサイドヒルキャンプ場、釜臥山展望台、猿ヶ森砂丘等の主要な眺望点が多数存在している。これらの眺望点等からの景観に影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野角等を考慮した客観的な調査、予測及び評価を行うこと。

その上で、景観への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域周辺には、早掛沼、猿ヶ森ヒバ埋没林、横浜町の菜の花畑等の人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在している。風力発電設備の設置により、これら活動の場の観光地としての魅力が損なわれるなど、利用環境に重大な影響を及ぼす可能性があることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。

(9) その他

ア 文化財

事業実施想定区域には、向関(1)遺跡等の埋蔵文化財包蔵地が存在している。風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等に伴う改変が、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。

イ 廃棄物・残土

風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。